

小田原市強靱化地域計画（素案）の概要について

1 政策等の案の概要及び政策等を定める目的

国土強靱化とは、自然災害が発生する度に尊い命が多数失われ、社会インフラが破壊され、その復旧・復興を長期間にわたり行うというこれまでの事後対策の繰り返しを避け、事前防災及び減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、事前に総合的かつ計画的に実施することにより、いかなる自然災害が発生しようとも最悪な事態に陥ることなく、人命が守られ、社会経済への被害が致命的にならずに迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を備えた社会を平常時から構築することを目標としたものです。

このような考え方にに基づき、国では平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現をはかるための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、平成26年に「国土強靱化基本計画」を策定しています。

本市においても、強さとしなやかさを備えた持続可能な都市づくりを推進するため、同法第13条に基づき、強靱化に関する取組みの方向性を示すものとして「小田原市強靱化地域計画」を策定するものです。

2 市民意見募集(パブリックコメント)

令和3年12月15日（水）～令和4年1月13日（木）まで

3 スケジュール

令和3年12月中旬～ 市民意見募集（パブリックコメント）

令和4年1月 パブリックコメントの結果を基に最終案作成

2月 政策会議で審議・決定